

平成30年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(9月7日提案分)

総務局

目 次

	ページ
1 収入証紙に関する条例 新旧対照表	1
2 神奈川県手数料条例 新旧対照表	3
3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表	7

1 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 (略)		1 (略)	
2 手数料		2 手数料	
名 称	根 拠 規 定	名 称	根 拠 規 定
1～10 (略)	(略)	1～10 (略)	(略)
11 家畜商免許手数料 (略) 汚染土壌処理業変更 許可申請手数料 <u>汚染土壌処理業譲渡 及び譲受承認申請手 数料</u> <u>汚染土壌処理業法人 合併又は分割承認申 請手数料</u> <u>汚染土壌処理業相続 承認申請手数料</u> (略)	神奈川県手数料条 例第2条	11 家畜商免許手数料 (略) 汚染土壌処理業変更 許可申請手数料 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略)	神奈川県手数料条 例第2条
12～20 (略)	(略)	12～20 (略)	(略)
21 建築物に関する確認申 請等手数料 (略) 道路位置指定の廃止申 請手数料 <u>建築物の敷地と道路と の関係の制限の適用除 外に係る認定申請手 数料</u> <u>建築物の敷地と道路と の関係の制限の適用除 外に係る許可申請手 数料</u> (略) <u>仮設興行場等建築許可 申請手数料</u> <u>1年を超えて使用する 仮設興行場等建築許可 申請手数料</u> (略) <u>既存不適格建築物にお ける2以上の工事に分 けて増築等を含む工事 を行う場合の全体計画 の認定申請手数料</u> <u>既存不適格建築物にお ける2以上の工事に分 けて増築等を含む工事</u>	神奈川県建築基準条 例(昭和35年神奈川 県条例第28号)第52 条の19	21 建築物に関する確認申 請等手数料 (略) 道路位置指定の廃止申 請手数料 <u>(新設)</u> <u>建築物の敷地と道路と の関係の建築許可申請 手数料</u> (略) <u>仮設建築物建築許可申 請手数料</u> <u>(新設)</u> (略) <u>既存不適格建築物にお ける2以上の工事の全 体計画の認定申請手 数料</u> <u>既存不適格建築物にお ける2以上の工事の全 体計画の変更認定申請</u>	神奈川県建築基準条 例(昭和35年神奈川 県条例第28号)第52 条の19

改 正		現 行	
<u>を行う場合の全体計画 の変更認定申請手数料</u> <u>既存不適格建築物にお ける2以上の工事に分 けて用途の変更に伴う 工事を行う場合の全体 計画の認定申請手数料</u> <u>既存不適格建築物にお ける2以上の工事に分 けて用途の変更に伴う 工事を行う場合の全体 計画の変更認定申請手 数料</u> <u>用途を変更して一時的 に興行場等として使用 することの許可申請手 数料</u> <u>用途を変更して一時的 に特別興行場等として 使用することの許可申 請手数料</u> (略)		<u>手数料</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略)	
22～33 (略)		22～33 (略)	

2 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係			別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係		
手数料徴収に係る 事務	手数料の 名称	金額	手数料徴収に係る 事務	手数料の 名称	金額
1～91の7（略）	（略）	（略）	1～91の7（略）	（略）	（略）
91の8 土壤汚 染対策法第27条 の2第1項の規 定に基づく汚染 土壌処理業の譲 渡及び譲受の承 認の申請に対す る審査	汚染土壌 処理業譲 渡及び譲 受承認申 請手数料	12万円	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
91の9 土壤汚 染対策法第27条 の3第1項の規 定に基づく汚染 土壌処理業者で ある法人の合併 又は分割の承認 の申請に対する 審査	汚染土壌 処理業法 人合併又 は分割承 認申請手 数料	12万円	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
91の10 土壤汚 染対策法第27条 の4第1項の規 定に基づく汚染 土壌処理業の相 続に係る承認の 申請に対する審 査	汚染土壌 処理業相 続承認申 請手数料	12万円	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
91の11（略）	（略）	（略）	91の8（略）	（略）	（略）
91の12（略）	（略）	（略）	91の9（略）	（略）	（略）
91の13（略）	（略）	（略）	91の10（略）	（略）	（略）
91の14（略）	（略）	（略）	91の11（略）	（略）	（略）
91の15（略）	（略）	（略）	91の12（略）	（略）	（略）
91の16（略）	（略）	（略）	91の13（略）	（略）	（略）
91の17（略）	（略）	（略）	91の14（略）	（略）	（略）
91の18（略）	（略）	（略）	91の15（略）	（略）	（略）
91の19（略）	（略）	（略）	91の16（略）	（略）	（略）
91の20（略）	（略）	（略）	91の17（略）	（略）	（略）
91の21（略）	（略）	（略）	91の18（略）	（略）	（略）
91の22（略）	（略）	（略）	91の19（略）	（略）	（略）
91の23（略）	（略）	（略）	91の20（略）	（略）	（略）

改 正			現 行		
91 の 24 (略)	(略)	(略)	91 の 21 (略)	(略)	(略)
91 の 25 (略)	(略)	(略)	91 の 22 (略)	(略)	(略)
91 の 26 (略)	(略)	(略)	91 の 23 (略)	(略)	(略)
91 の 27 (略)	(略)	(略)	91 の 24 (略)	(略)	(略)
92～100 (略)	(略)	(略)	92～100 (略)	(略)	(略)
5～7 (略)			5～7 (略)		
8 県土整備局関係			8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る 事務	手数料の 名称	金額	手数料徴収に係る 事務	手数料の 名称	金額
1～41の2 (略)	(略)	(略)	1～41の2 (略)	(略)	(略)
41の3 (略)	(略)	(1) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第 87条の4に規定する建築設 備(昇降機に限 る。以下この 項、44の項、51 の項及び58の 項において同 じ。)に係る部 分が含まれない場合((3)に掲 げる場合を除く。) 次に掲 げる建築物の 床面積(神奈川 県建築基準条 例(昭和35年神 奈川県条例第 28号)別表備考 1の規定の例 により算定し た床面積をい う。)の区分に 応じそれぞれ 次に定める金 額 ア～サ (略)	41の3 (略)	(略)	(1) 建築基準法 (昭和25年法 律第201号) 第 87条の2の昇 降機に係る部 分が含まれない場合((3)に掲 げる場合を除く。) 次に掲 げる建築物の 床面積(神奈川 県建築基準条 例(昭和35年神 奈川県条例第 28号)別表備考 1の規定の例 により算定し た床面積をい う。)の区分に 応じそれぞれ 次に定める金 額 ア～サ (略)
		(2) 建築基準法 第87条の4に 規定する建築 設備に係る部 分が含まれる 場合((3)に掲 げる場合を除 く。) (1)の規			(2) 建築基準法 第87条の2の 昇降機に係る 部分が含まれ る場合((3)に掲 げる場合を除 く。) (1)の規 定の例により

改 正			現 行		
		定の例により 算定した金額 に、次に掲げる 場合の区分に 応じそれぞれ 次に定める金 額を合算した 金額 ア・イ (略) (3) (略)			算定した金額 に、次に掲げる 場合の区分に 応じそれぞれ 次に定める金 額を合算した 金額 ア・イ (略) (3) (略)
42～43の2 (略)	(略)	(略)	42～43の2 (略)	(略)	(略)
44 (略)	(略)	(1) 建築基準法 第87条の4に 規定する建築 設備に係る部 分が含まれな い場合 ((3)に掲 げる場合を除 く。) 次に掲 げる金額を合 算した金額 ア・イ (略) (2) 建築基準法 第87条の4に 規定する建築 設備に係る部 分が含まれる 場合 ((3)に掲 げる場合を除 く。) 次に掲 げる金額を合 算した金額 ア・イ (略) (3) (略)	44 (略)	(略)	(1) 建築基準法 第87条の2の 昇降機に係る 部分が含まれ ない場合 ((3)に 掲げる場合を 除く。) 次に 掲げる金額を 合算した金額 ア・イ (略) (2) 建築基準法 第87条の2の 昇降機に係る 部分が含まれ る場合 ((3)に掲 げる場合を除 く。) 次に掲 げる金額を合 算した金額 ア・イ (略) (3) (略)
45～50 (略)	(略)	(略)	45～50 (略)	(略)	(略)
51 (略)	(略)	(1) 建築基準法 第87条の4に 規定する建築 設備に係る部 分が含まれな い場合 ((3)に掲 げる場合を除 く。) 次に掲 げる金額を合 算した金額 ア・イ (略) (2) 建築基準法 第87条の4に	51 (略)	(略)	(1) 建築基準法 第87条の2の 昇降機に係る 部分が含まれ ない場合 ((3)に 掲げる場合を 除く。) 次に 掲げる金額を 合算した金額 ア・イ (略) (2) 建築基準法 第87条の2の

改 正			現 行		
		規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略) (3) (略)			昇降機に係る部分が含まれる場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略) (3) (略)
52～57 (略)	(略)	(略)	52～57 (略)	(略)	(略)
58 (略)	(略)	(1) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれない場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略) (2) 建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略) (3) (略)	58 (略)	(略)	(1) 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれない場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略) (2) 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合 ((3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額 ア・イ (略) (3) (略)
59～63 (略)	(略)	(略)	59～63 (略)	(略)	(略)
9～11 (略)			9～11 (略)		

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年神奈川県条例第71号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第4条（略） 別表第1（第1条関係）		第1条～第4条（略） 別表第1（第1条関係）	
執行機関	事 務	執行機関	事 務
1・2 (略)	(略)	1・2 (略)	(略)
3 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	3 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金 の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
(削除)		4 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの
4 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(新規)	
5 知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。9の項において同じ。）に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(新規)	
6 教育委員会	県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和33年神奈川県条例第3号）による授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(新規)	

改 正		現 行	
	もの		
7 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの	(新規)	
8 教育委員会	高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(新規)	
9 教育委員会	国公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(新規)	

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	法別表第1の15の項の下欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
2 (略)	(略)	(略)
3 知事	法別表第2の9の項の第2欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としな

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	法別表第1の15の項の下欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金_____の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
2 (略)	(略)	(略)
3 知事	法別表第2の9の項の第2欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としな

改 正			現 行		
		<p>なくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給に関する情報（以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>			<p>なくなった者に対する給付金_____の支給に関する情報（以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
4～13 (略)	(略)	(略)	4～13 (略)	(略)	(略)
14 知事	別表第1の3の項の右欄に掲げる事務	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	14 知事	別表第1の3の項の右欄に掲げる事務	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金_____の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
15 (略)	(略)	(略)	15 (略)	(略)	(略)
16 知事	私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	(新規)		
17 (略)	(略)	(略)	16 (略)	(略)	(略)
18 教育委員会	別表第1の7の項の右欄に掲げる事務	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの	17 教育委員会	別表第1の4の項の右欄に掲げる事務	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
19 教育委	県立学校の	就学支援金法による高	(新規)		

改 正			現 行		
員会	授業料等の徴収に関する条例による授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの			
20 教育委員会	高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	(新規)		
別表第3	(略)	別表第3	(略)		